

○寒冷地手当に関する承認事項について

- 1 派遣交流職員に対する寒冷地手当の支給（平成7年12月14日人事委員会指令第40、41号、平成7年10月31日適用）
 - （1） 県市町村職員相互派遣制度要綱又は岡山県社会教育主事派遣要項に基づき市町村に派遣された職員のうち、寒冷地手当に関する規則別表に掲げる支給地域に所在する派遣先の公署に在勤する職員について、当該職員の派遣期間中に限り寒冷地手当に関する規則の規定による寒冷地手当を支給する。
 - （2） 交流職員の取扱いに関する協定に基づき他の都道府県に派遣された職員のうち、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる支給地域に所在する派遣先の公署に在勤する職員について、当該職員の派遣期間中に限り寒冷地手当に関する規則の規定による寒冷地手当を支給する。
- 2 派遣職員に対する寒冷地手当の支給（令和7年3月28日人事委員会指令第16号、令和7年4月1日適用）

公益財団法人中国四国酪農大学校に派遣する職員の勤務公署を、規則別表第2に掲げる公署とみなして寒冷地手当を支給する。